

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

30 September 2021

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 62

### 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 62 となる本号では、令和4年度経済産業省税制改正要望のポイント、個人情報保護法による包括的な個人情報保護制度を導入（中国）等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

日本：令和4年度経済産業省税制改正要望のポイント

#### 2. アジア

中国：個人情報保護法による包括的な個人情報保護制度を導入

シンガポール：移転価格ガイドラインの改定について

オーストラリア：電子商取引のプラットフォーム事業者に対する税務当局への報告義務を制定

香港：会社取締役・秘書役の個人情報保護

#### 3. 米国

米国：CFIUS 年次報告書の公表

#### 4. 欧州

英国：2022年1月4日に国家安全保障・投資法が施行

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」  
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本

### 令和4年度経済産業省税制改正要望のポイント

2021年8月31日、経済産業省は令和4年度税制改正要望（以下、「経産省要望」）を公表した。経産省要望の内容は、国税に係るものだけでも39項目と多岐にわたる。今回の経産省要望では重要と思われる項目がいくつかあり、以下にその概要を紹介する<sup>1</sup>。

#### 実務上留意すべき改正要望事項

##### 1. 完全子会社株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

経済産業省と金融庁との共同で、完全子会社株式等の配当に係る源泉徴収の見直しについて要望がなされている。これは、会計検査院の令和元年度決算検査報告で指摘された事項であり、100%グループ関係にある完全子法人から親法人が配当を受ける場合などについて源泉徴収が行われるものの、親法人の確定申告時には結果的に全額税額控除又は還付を受けることが出来ること<sup>2</sup>、親法人の法人税の算定に当たり配当の全額を益金不算入とすることが認められており法人税が課されないにもかかわらず源泉徴収の対象としていること、の不合理性を解消しようとするものである。

実務的には、配当支払法人において、配当時にその配当が完全子法人株式に係るものであるか、関連法人株式等に係るものであるかを把握したうえで、源泉徴収の有無を判定する必要が新たに生じられると思われる。とはいえ、本改正が行われた場合の対象となるのは計算期間を通じて1/3超を有する大株主に限定されるため、それ程の実務的な負担にはならないと思われる。

##### 2. グループ通算制度における離脱時の投資簿価修正の見直し

令和2年度税制改正で導入され、令和4年4月1日から施行されるグループ通算制度については、導入当初より通算子法人を買収した際の買収プレミアム相当がその通算子法人の離脱時に株式の譲渡原価に算入されないという投資簿価修正制度が問題視されていた。

経産省要望では、「グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取扱い等について、（一部略）中期的に必要な検討を行うことにより、事業再編の円滑化を通じた企業の生産性向上に資する。」（下線は筆者による）とある。令和4年度税制改正に、通算子法人離脱時の投資簿価修正制度の改正が盛り込まれる期待は薄い<sup>3</sup>が、今後実務の動向を見極めた上で改正が行われることになることが期待される。

##### 3. スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充

経産省要望では、事業切り出しの手法の一つであるスピンオフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピンオフの実施の円滑化のための税制措置を拡充するとしている。

現行のスピンオフ税制では、法人が特定事業又は完全子会社を切り出して資本関係を解消する場合のみが税制適格とされているが、日本では事業の切り出しを段階的に行うことが一般的に行われていること等から事業切り出しの選択肢を増やすことが意図されている。

<sup>1</sup> 経済産業省 HP「令和4年度経済産業省税制改正要望について」より。  
[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2022/zeisei\\_r/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_r/index.html)

<sup>2</sup> ただ、このことが企業にキャッシュフローの負担を課すことになり、M&Aの局面では源泉税部分にブリッジローンを組むケースも散見される。

## 「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版（英語）」 発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



## 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

1. 経済のデジタル化などに対応した新たな国際課税制度（市場国への課税権配分・グローバル最低税率課税）への対応

本ニューズレター第60号、第61号で詳報した通り、2021年7月1日付で発表された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2つの柱からなる解決策に関する声明」（以下、「声明」）は、本年10月までに詳細が詰められ、最終合意に至ることが見込まれている。

また、第2の柱（最低法人税率）については、声明において2022年に各国の国内法改正、2023年に施行を目指すものとされている。経産省要望においては、「国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。」（下線は筆者による）とあり、時間軸も勘案すると、令和4年度の税制改正に具体的な内容が盛り込まれるかは疑問ではあるが、GloBEの国内法制化に当たって、外国子会社合算税制の簡素化が図られることは見込まれており、今後の動向に注視が必要である。

## 新たな事業再構築を加速化するオープンイノベーション・重要デジタルインフラの整備

1. オープンイノベーションの促進（大企業の有する資金・技術・販路等のスタートアップ企業での活用／新規事業の立ち上げ・大企業等事業再構築）

経産省要望では、ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業・中堅企業等とスタートアップ企業によるオープンイノベーションが一層重要という考えのもとに、スタートアップ企業が大企業・中堅企業等有する資金・技術・販路等を有効に活用することで、新規事業の立ち上げ・成長を図るとともに、大企業・中堅企業等の事業再構築を促進するため、必要な措置を講ずるものとされている。

具体的には、令和2年に創設されたオープンイノベーション促進税制の適用期間を2年延長し、令和6年3月31日までとするものである。事業会社によるベンチャー投資が当初期待をしていた水準に至っていないこと、また、事業会社によるベンチャー投資額は米国の20分の1、中国の4分の1と後塵を拝している状況を鑑み、必要な拡充を図るとされているが、ここでは具体的な措置は示されていない。

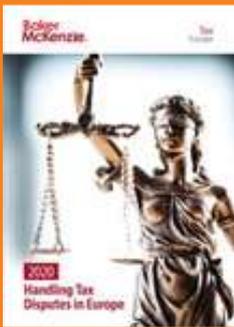
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

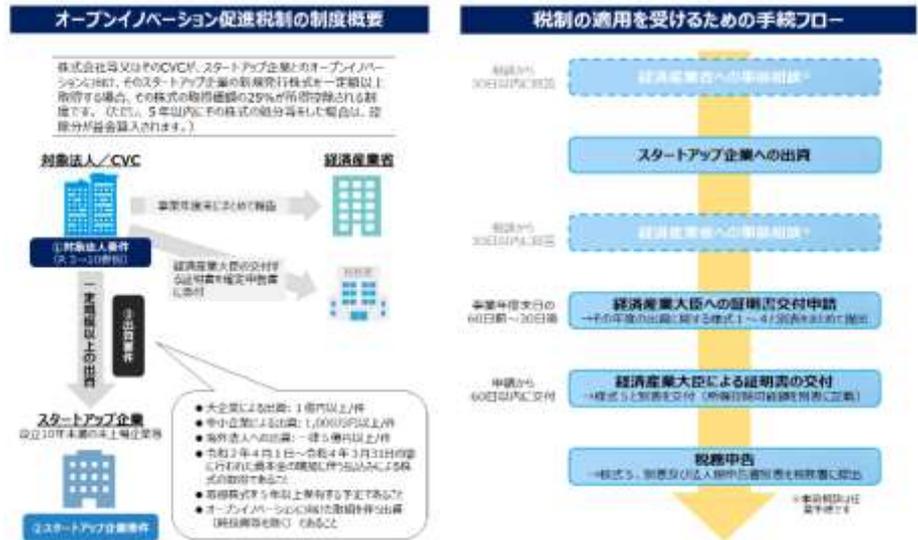
欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



（現行制度の概要）



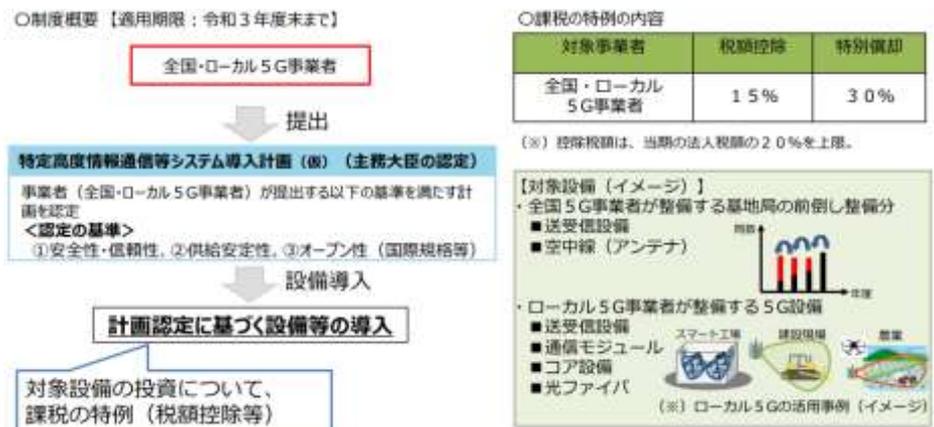
（出典：経済産業省 HP<sup>3</sup>）

2. デジタル前提の経済・社会において基盤インフラとなる5Gの早期社会実装の促進

デジタル前提の経済・社会において、基盤インフラとなる安全・安心な5G情報通信インフラを早期かつ集中的に整備することが重要であり、5Gを活用した工場のスマート化、防災、遠隔医療等による産業・生活分野における新たな付加価値の創出を促進するため、産業界のニーズや整備の実態等を踏まえ、必要な見直しを行った上で措置の延長等を行うものとされている。

具体的には、令和2年に創設された5G投資促進税制の適用期間を2年延長し、令和6年3月31日までとするものである。ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行うものとしている。

（現行制度の概要）



（出典：経済産業省 HP<sup>4</sup>）

<sup>3</sup> 経済産業省 HP「オープンイノベーション促進税制」参照。  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/open\\_innovation/open\\_innovation\\_zei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html)

<sup>4</sup> 経済産業省 HP「経済産業関係 令和2年度税制改正について」参照。  
[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2020/zeisei\\_k/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_k/index.html)

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがる 경우가多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



### 3. 産業構造転換に対応した機動的な事業再編の促進

産業構造転換に対応するため、機動的な事業再編の促進など、適切な事業ポートフォリオの見直し等を行う企業の後押しに必要な措置を講ずるものとされている。

具体的には、産業競争力強化法の認定事業再編計画に従って行う事業再編に係る登録免許税の軽減措置の適用期間を2年延長し、令和6年3月31日までとするものである。また、産業競争力強化法に基づく申請において示されることとなる指標等、税制要件について所要の見直しを行うものとしている。

### コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

#### 1. 交際費課税の特例措置の延長

新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感が急激に悪化する中で、本邦の雇用の7割を支える中小企業の営業活動の促進・活性化、飲食業や小売業の需要喚起といった政策目的のもとに、現行の、中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額（年800万円）までの損金算入を認める措置の適用期限の2年延長が要望されている。

#### 2. 中小企業の負担軽減・事業効率向上等を通じた生産性向上（デジタル化）

中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて生産性向上を図るため、中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産（例えば、情報通信関連機器等、1社につき年間300万円まで）の即時償却を可能とする特例措置の延長をはじめ、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずるとしている。

#### 3. コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、法人版・個人版事業承継税制におけるより円滑な事業承継の実施のための措置について検討するとしている。

### カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

#### 1. エネルギー・鉱物資源をめぐる国際競争の激化に対応する取り組みの促進

世界各国がカーボンニュートラルに向けて取り組み、将来的な需給逼迫リスク等が増大する中で、エネルギー・鉱物資源の乏しい我が国は自主開発を更に促進する必要があるため、海外資源投資を行う際の事業リスクの軽減や持続的な鉱業活動に資する海外投資等損失準備金制度の2年延長や減耗控除制度の3年延長等が要望されている。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### 中国

#### 個人情報保護法による包括的な個人情報保護制度を導入

## 「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



2021年8月20日、中国の全国人民代表大会常任委員会は、2つのドラフト審議し、意見公募手続を経た上で、個人情報保護法を可決した。EUにおける一般データ保護規則（以下、「GDPR」）のように、中国は、個人情報保護法の成立により、統一かつ分野横断的な法制を導入し、より強固で包括的な個人情報保護制度を目指すことを意味する。

個人情報保護法は、全体としてGDPRと類似した制度といえるが、その義務内容は全く同じではなく、一部の分野では個人情報保護法の方がGDPRより厳しい義務を課していることに留意が必要である。すなわち、GDPRに準拠する個人情報の処理をしていたとしても、必ずしも個人情報保護法を遵守していることにはならない。例えば、個人情報保護法は、センシティブ個人情報の処理や個人情報の国外提供に際して（個人情報保護法では、各国外受領者の名称及び連絡方法の開示が求められる）、個人に対してより詳細な情報の開示が求められる、また、個人からの別個の同意を取得しなければならない。また、個人情報保護法は、多くの処理の場面で、管理者（個人情報保護処理者）に安全影響評価の実施を義務付けている。さらに、個人情報保護法は、重要情報インフラ運業者及び一定の数量の個人情報を処理する管理者に、国内での個人情報の管理を義務付けている。個人情報の国外提供についても、個人情報保護法はより厳格な管理を行っている。

### 個人情報保護法の施行

個人情報保護法は2021年11月1日に施行される予定である。個人情報保護法の施行に備え、各企業（一定の中国国外の企業を含む）は、中国の居住者の個人情報に関する実務が個人情報保護法の要件を遵守しているか、速やかに確認し、必要な対応を行うことが推奨される。

- 個人情報ガバナンスのフレームワーク及び社内個人情報コンプライアンスプログラムの整備
- 個人情報マッピング、個人情報保管状況チェック、システムプロファイリング、セキュリティリスク調査の実施
- 中国の居住者に適用される既存のプライバシー通知について、個人情報保護法における要件（特に、通知内容の拡充と別個の同意要件）に基づく見直し
- 個人情報の保護に関する社内方針、手続、標準作業手順書、対応プロセスの整備及び更新。特に安全影響評価の実施、個人情報の主体の要求に対応する経路の確立
- 必要な範囲で個人情報の国内保管の検討及び準備
- 個人情報の国外提供、制限及び形式の見直し及び準備
- 中国向けの適切な契約、技術、組織及び物理的なプライバシー及びセキュリティ対策の維持及び文書化。ベンダーのデュー・ディリジェンス、ベンダー契約の管理、ベンダーのコンプライアンスの監視、従事者に対する定期的な個人情報保護及びセキュリティ研修の実施が含まれる

個人情報保護法の成立に伴い、①中国国内における（サイバー）ネットワークの構築、運用、保守、使用及びセキュリティを規定する中国のサイバーセキュリティ法、②個人情報以外のデータに焦点を当てたデータセキュリティ、ガバナンス及び取引を主に取り扱う中国のデータセキュリティ法、並びに③個人情報および関連事項を規制する個人情報保護法という、新しい時代のデータ保護およびサイバーセキュリティ体制のための3つの法律が全て整った。今後は、この3つの主要な法律に基づいて、サイバーセキュリティ、非個人情報、個人情報がそれぞれ規制されることとなる。

## 個人情報保護法の概要

以下では、個人情報保護法における、中国に関連する事業活動において関連する可能性のある最も重要な要点を概説する。なお、本稿において、中国という用語は、中国の個人情報保護制度において国外法域として位置づけている香港、マカオ特別行政区及び台湾を除く中華人民共和国本土を指す。

### 1. 「個人情報」及び「センシティブ個人情報」の定義

個人情報保護法では、「個人情報」とは、匿名化処理された情報を除き、識別された又は識別可能な自然人に関する、電子的又はその他の方式で記録されたあらゆる種類の情報と定義されている。

重要な国家基準である個人情報安全規範（GB/T 35273-2020。以下、「本規範」）に依拠し、特定の情報が個人情報とみなされるか判断するために、次の2つの方法をとることができる。①当該情報の特殊性、特異性及び特徴により、当該情報を個人を識別するために利用できるか（例えば、身元特定情報、生体情報）②例えば既知の自然人の活動の過程で生み出される情報など、当該情報を個人に関連付けることができるか（位置追跡、ウェブ閲覧ログ等）。本規範によれば、上記の2つの基準のいずれかを満たす情報は、個人情報として考えられるべきである。

中国法における個人情報は広く定義され、区別されることが意図されており、実際に問題となる状況や使用方法によって、個人情報の正確な範囲は定まることに留意が必要である。

また、中国の個人情報保護法令は、ビジネス上の連絡先情報と個人的な連絡先情報とを区別していない。そのため、ビジネスのために収集され、処理される情報（例えば、企業の担当者の氏名、役職、電話番号、メールアドレスなど）は、例外なく中国法の下で広く定義された個人情報の範囲に該当することになる点にも留意する必要がある。

「センシティブ個人情報」とは、一度漏洩し又は不法に使用されると、容易に自然人の人格尊厳が侵害され又は人身若しくは財産の安全に危害を受けるおそれのある個人情報をいい、生体認証、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動追跡等の情報、14歳未満の未成年の個人情報を含む。個人情報保護法の遵守のために、センシティブ個人情報の処理については特別な規則が適用されるため、センシティブ個人情報の範囲は極めて重要である。

### 2. 規制の対象となる処理

個人情報保護法では、「処理」を、収集、保管、使用、加工、移転、提供、公開、削除等を含むとしている。この広義の定義により、個人情報のライフサイクルを通してあらゆる種類の処理が規制の対象となる。

### 3. 中国における個人情報保護を担当する政府機関はどこか

国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室。以下、「CAC」）が、個人情報保護法に従い、個人情報保護及び関連規制業務の全体的な企画調整を担当する政府機関となる。CAC以外でも、各規制当局は今後もそれぞれの権限の範囲内で、さまざまな個人情報保護義務を監督執行する責任を有する。

### 4. 個人情報保護法における管理者と処理者の区別

個人情報保護法は、管理者と処理者を区別するが、GDPR等と用語法が異なることに留意が必要である。個人情報保護法は、「個人情報処理者」を、個人情報処理活動の過程で個人情報の処理の目的、方法を独立して決定する組織又は個人と定義している。個人情報処理者は、GDPRにおける管理者に類

似している。また、個人情報保護法は、GDPRにおける共同管理者と同様の概念も導入している。個人情報保護法は、「受託者」という用語を用い、個人情報処理者は、受託者に対し個人情報処理者に代わって個人情報の処理を委託することができるが、個人情報保護法に基づく個人情報処理にかかる義務の大部分の遵守についてなお責任を有するものと規定している。受託者の概念は、GDPRにおける処理者と類似する。

5. 個人情報保護法は、国外の組織又は個人にどのように域外適用されるか。海外の個人情報処理者（つまり管理者）は、中国において現地の代表者を指定する必要があるか

個人情報保護法等の中国の個人情報保護法制は、中国に居住する自然人（以下、「中国居住者」）の個人情報を保護することを目的としている。

中国は、中国国内における管轄に加え、中国居住者の個人情報に関する中国国外で行われる処理活動が、①中国国内の自然人に製品やサービスを提供する目的の処理活動、②中国国内における自然人の行動を分析・評価する目的の処理活動、又は③法令や行政規則に基づき定められるその他の状況に該当する処理活動である場合に、個人情報保護法を適用することによって、個人情報保護法制の適用範囲を拡大している。上記①及び②は、GDPRが域外適用を定める状況と極めて類似している。

個人情報保護法に従い、個人情報保護法の域外適用を受ける外国の個人情報処理者は、GDPRにおける義務と同様に、中国における現地専門機構又は指定代表者を設定しなければならない。現地専門機構又は指定代表者は、中国居住者の個人情報の保護に関する関連事項について責任を負い、外国の個人情報処理者は、現地の専門機構の名称又は指定代表者の氏名及び連絡先を中国の個人情報保護当局に報告する義務を負う。この義務は、プライバシー通知に代表者の連絡先を記載することのみを要求するGDPRよりも厳格なものである。

6. 個人情報保護法を遵守する義務を負う当事者は誰か。個人情報の処理量によって義務が異なるか。個人情報を中国で保管する義務を負うのは誰か

個人情報保護法は、①自然人が個人又は家庭の事務処理のために個人情報を処理する場合、②統計又はアーカイブ管理活動を実施する各人民政府及び部門による個人情報の処理について法令に定めがある場合を除き、すべての分野、すべての組織（政府機関を含む）及びすべての処理活動に適用される。

個人情報保護法の文面では、個人情報処理者は実質的にすべての個人情報保護義務の対象となる一方で、個人情報処理者に代わって個人情報を処理する受託者は、処理された個人情報の安全を保障するために必要な措置を講じ、個人情報処理者が義務を履行するために協力すべきである。

個人情報保護法に従い、個人情報処理者間では処理する個人情報の量に応じて義務のレベルが異なる可能性がある。

(a) 重要情報インフラ運営業者及びCACが規定する数量の個人情報（100万人の個人情報が対象となる可能性が高い）を処理することとなった個人情報処理者は、①中国国内で収集され生成された個人情報を中国国内で保管し、②当該個人情報を国外に提供する必要がある場合にはCACが策定する安全評価に合格しなければならない（法律、行政法規及びCACの規則で、安全評価が不要と規定されている場合を除く）など、より厳格な義務が定められている。

重要情報インフラ運営業者は、2021年8月17日正式に公布された「重要情報インフラ安全保護条例」において、重要情報インフラとは、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政、

国防科学・技術産業などの重要な産業・セクターや、その他の重要なネットワーク設備・情報システムなどで、破棄、機能喪失、データ漏洩等が発生した場合、国家の安全、国民福祉、国民生活、公共の利益を重大な危害を及ぼす可能性があるものを指す。

(b) 非常に多くの利用者を擁し、事業類型が複雑で、重要なインターネット・プラットフォーム・サービスを提供する個人情報処理者は、以下のような義務を負う。

- ① 個人情報保護に関するコンプライアンス体制の確立・保全と外部委員を中心とした独立組織による個人情報保護状況の監督
- ② 公開性、公平性、公正性の原則に基づき、プラットフォーム上の商品又はサービスの提供者による個人情報の処理の基準及びその個人情報保護義務に関する規則を定めるプラットフォーム規則を定めること
- ③ 個人情報処理に関する法律又は行政法規に著しく違反するプラットフォーム上の製品又は情報提供者に対するサービスの提供を停止すること
- ④ 個人情報保護に関する社会的責任報告書を定期的に発行し、社会の監督を受けること

(c) 個人情報保護法への最終段階での修正には、CAC が小規模個人情報処理者に適用される特別の規則や基準を定めるとされている。当該条項によれば、小規模個人情報処理者に対しては、個人情報保護法で規定されているよりも緩やかな規則や基準が定められる可能性がある。

## 7. 個人情報保護法における処理の主要原則

個人情報保護法は、個人情報の取扱いについて、次のような重要な原則を定めている。

**合法性、正当性、必要性及び誠実性の原則：**個人情報の処理については、合法性、正当性、必要性及び誠実性の原則に従うものとし、誤解を招く、欺罔的又は強制的等の方法を用いてはならない（第5条）。

**目的の限定：**個人情報は、明確で合理的な目的のために収集され、処理の目的に直接関連し、かつ、個人の権利及び利益に最も影響を及ぼさない方法で処理されなければならない（第6条第1項）。個人情報処理者は、個人情報処理の目的に変更が生じた場合には、関係する個人の同意を新たに取得しなければならない（第14条第2項）。

**個人情報の最小化：**個人情報処理者は、個人情報の処理の目的を達成するために必要な最小限の範囲で個人情報を収集しなければならない（第6条第2項）。

**公開性と透明性の原則：**処理の目的、方法及び範囲を明示した個人情報保護規則を公開し、個人情報の処理において、公開性と透明性の原則が遵守されなければならない（第7条）。

**正確性：**個人情報処理者は、個人情報の質を確保し、個人情報ที่ไม่正確または不完全なために個人の権利と利益に悪影響を与えることを避けなければならない。

## 8. 個人情報を処理するための法的根拠

個人情報保護法は、従前の同意のみに基づく制度に代わり、個人情報を処理するため、同意に基づく場合と同意に基づかない場合の両方の法的根拠を定めている。個人情報処理者は、以下の場合に限り、個人情報を処理することが認められる。

- ①（個人情報の主体である）個人から同意を得ている場合
- ② 個人情報の主体を当事者とする契約を締結し、履行することが求められる場合
- ③ 法定の職責又は法定の義務を履行する必要がある場合
- ④ 公衆衛生上の緊急事態に対処し、又は緊急時における自然人の生命、健康及び財産の安全を保護する必要がある場合
- ⑤ 公共の利益のために行う新聞報道、世論の監視その他の合理的な範囲内で個人情報を処理する場合
- ⑥ 個人情報が既に個人情報の主体により又はその他合法的に公開されており、かつ、個人情報保護法に基づき合理的な範囲で当該個人情報の処理が行われる場合
- ⑦ 法律及び行政法規に定めるその他の状況

これらの処理の法的根拠は、GDPRにおいて列挙されているものと類似しているが、GDPRにおいては正当な利益の追求も含まれ、EUにおける管理者は多くの状況でこれに依拠しているのに対し、個人情報保護法では正当な利益の追求は法的根拠として定められていない。

個人の同意については、情報に基づいて同意が付与されることが求められる。すなわち、以下の9に記載する通知されるべき情報が適切に通知された後にのみ、法的に有効かつ拘束力のある同意を付与することができる。個人が14歳未満の未成年者である場合は、法定代理人の同意が必要である。センシティブ個人情報の処理、国境を越えた個人情報の提供、他の個人情報処理者への個人情報の提供、または個人情報の公開の場合には、別個の同意の取得が義務付けられている。

#### 9. プライバシー通知に含まれるべき情報

個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、以下の情報を、明らかな方法で（通常はプライバシー通知による）、明確かつ分かりやすい言葉で（少なくとも中国語で）、真実に、正確に、完全に個人に通知しなければならない<sup>5</sup>。

- (a) 個人情報処理者の名称及び連絡方法
- (b) 処理の目的及び方法
- (c) 処理する個人情報の種類
- (d) 個人情報を保管する期間
- (e) 個人が個人情報保護法に基づき個人情報に関する権利を行使する方法及び手続
- (f) 法令、行政法規等により通知が求められるその他の事項

なお、個人情報処理者がセンシティブ個人情報を処理し、他の個人情報処理者に個人情報を提供し、又は個人情報を海外に提供する場合には、追加の事項をプライバシー通知に含める必要がある。

個人情報処理者は、個人情報が同意に基づいて処理されるか否か、個人情報が個人から収集されるか他の情報源から収集されるか否かにかかわらず、上

<sup>5</sup> しかし、緊急時に個人の生命、健康又は財産を保護するために、個人情報処理者が個人情報の処理について適時に個人に通知することができない場合、個人情報処理者は事前に通知する必要はなく、緊急事態が解消した後、その旨を個人情報処理者に通知しなければならない。

記を記載したプライバシー通知を行う義務を負う。ただし、法律及び行政法規により機密保持が義務付けられている場合、または、その他通知が必要とされていない場合（政府の監視・調査の場合等）は、この限りではない。

#### 10. センシティブ個人情報の処理に適用される特別な規則

センシティブ個人情報の処理は、特定の目的があり、厳格な保護措置が講じられ、かつ、その処理に十分な必要性がある場合に限り、許容される。

センシティブ個人情報を処理するには、個人からの別個の同意が必要である。書面による同意が必要と法律及び行政法規で定めている場合には、これに従わなければならない。

センシティブ個人情報を処理しようとする個人情報処理者は、通常のプライバシー通知に加えて、処理の必要性並びに処理が個人の権利及び利益に与える影響について、個人に通知しなければならない。ただし、個人情報保護法より通知が必要とされていない場合はこの限りではない。

個人情報処理者は、センシティブ個人情報を処理する前に、個人情報保護影響評価を行い、処理の状況を記録する必要がある。影響評価の実施に関しては、個人情報安全影響評価指針（GB/T 39335-2020）が発行されている。

#### 11. 他の個人情報処理者への個人情報の提供に適用される特別な規則

別の個人情報処理者への個人情報の提供に際して、個人からの別個の同意が必要である。

個人情報処理者は、他の個人情報処理者に個人情報を提供しようとする場合、①当該他の個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡方法、②個人情報の処理及び提供の目的及び方法、③提供及び共有される個人情報の種類について、追加的に個人情報の主体に通知する必要がある。

個人情報処理者が、他の個人情報処理者に個人情報を提供する前に、個人情報処理者は、個人情報安全影響評価指針に従って、個人情報保護影響評価を実施する必要がある。

#### 12. 国境を越えた個人情報の提供に適用される特別な規則

個人情報保護法は、個人情報の国外提供に際して、①業務等の必要性により真に国外提供の必要があること、②国外提供を行う個人情報処理者が、国外受領者による個人情報の処理活動が、個人情報保護法に規定される個人情報保護基準を満たすことを確実にするための、必要な措置を採ること、及び③以下の条件の少なくとも1つを満たしていることを義務付けている。

- 重要情報インフラ運営業者及び一定の数量以上の個人情報を処理する個人情報処理者が、（中国国内で収集・生成される）中国の居住者の個人情報を国外へ提供することを許容される前提として、CACによる安全評価を受け、合格すること。
- 個人情報処理者が、CACの規定に基づき、専門機関から個人情報保護の認証を取得すること。なお、認証の必要性、認証要件、専門機関の詳細は、現時点では明らかになっていない。
- 個人情報処理者が、国外受領者との間で、CACが定める標準契約に基づき、契約を締結し、双方の権利と義務を定めること。2021年6月にEUが最近公表した標準契約条項では、管理者から管理者、管理者から処理者、処理者から管理者、処理者から処理者という、4通りの個人データの移転のシナリオを想定しているが、個人情報保護法上では、個人情報処理者（GDPRによる管理者に相当）のみが契約の当事者とされているとも考えられる。

- 法律及び行政法規又はCACの規則により定められるその他の条件。

個人情報の国外への提供に際して、個人からの別個の同意が必要である。

個人情報処理者は、個人情報を国外に提供しようとする場合（国外受領者が個人情報処理者か受託者を問わない）は、①国外受領者の名称又は氏名及び連絡先、②個人情報の処理の目的及び処理の方法、③国外に提供される個人情報の種類、④国外受領者に対して個人が個人情報保護法に定める権利を行使する方法及び手続について、追加的に個人情報の主体に通知する必要がある。

### 13. 個人情報の主体が有する権利

個人情報保護法は、GDPRと同様に、個人の個人情報に関する権利を幅広く定めている。なお、自然人が死亡した場合には、生存中に別途の意思表示をしない限り、近親者が死亡した者の個人情報について権利を行使できるとされる。

- 法律や行政規則が別途定める場合を除き、個人情報の処理について知る権利、決定権を有し、他人による個人情報の処理を制限または拒否する権利を有する（第44条）
- 個人情報処理者に対し、個人情報へのアクセス権及び複製権。ただし、法律により機密保持が義務付けられている場合、又は通知が必要でない場合は除く（第45条第1項）
- 個人情報処理者に対し、個人情報をその指定する他の個人情報処理者への移転を要求すること（GDPRにおけるデータポータビリティ権に相当）（第45条第3項）
- 個人情報処理者に対して、個人情報が不正確・不完全な場合に、その是正・補完を請求すること（第46条）
- 同意に基づき個人情報を処理する場合において、同意を撤回する権利（第15条）
- 以下の場合に個人情報の削除を請求する権利：①処理の目的が達成され若しくは達成することができないとき、又は個人情報がその目的を達成するために必要でなくなったとき、②個人情報処理者が製品又はサービスの提供を中止したとき、又は保管期間が満了したとき、③同意に基づき処理する場合において、個人が同意を撤回したとき、④個人情報処理者が、法律若しくは行政法規に違反し、又は個人との合意（プライバシー通知等）に違反して個人情報を処理したとき、及び⑤法律又は行政法規に定めるその他の状況。法令に定める保管期間が満了していない場合、又は技術的に個人情報を消去することができない場合には、保管及び必要な安全保護措置を講じる場合を除き、個人情報処理を停止すべきである。（第47条）
- 個人情報処理者に対し、個人情報処理規則について説明するよう請求すること（第48条）

個人情報保護法は、個人情報の主体ではない組織や個人に対しても、違法な個人情報処理活動に関して中国の個人情報保護当局に苦情を申し立て、又は報告する権利を定めている。当局は苦情又は報告を法令に従って速やかに処理し、苦情又は報告を提出した者にその結果を通知しなければならない。

### 14. 個人情報保護責任者の指定

CACが定める一定の数量を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定しなければならない。また、すべての重要情報イン

フラ運営業者も個人情報保護責任者を指定する必要がある。個人情報保護法における個人情報保護責任者は、GDPRにおいて、特殊な区分の個人情報を大規模に処理する場合等に指定することが求められているデータ保護オフィサーに類似している。

個人情報保護法に従い、個人情報保護責任者の氏名及び連絡先を中国の個人情報保護当局に報告する必要がある、個人情報保護責任者の連絡先はプライバシー通知にも記載されなければならない。

#### 15. マーケティング及び自動意思決定技術の使用に対する制限

一般的に、中国におけるマーケティング又は広告は、受領者の同意又は請求があった場合にのみ許容され、受領者が容易にオプトアウトできる方法が必要である。

「自動意思決定」とは、個人情報保護法において、コンピュータ・プログラムにより、個人の行動、習慣、興味嗜好又は個人の経済、健康、信用状況等を自動的に分析、評価し、意思決定を行う活動をいう。

個人情報保護法では、ユーザープロファイリングを実行し、ユーザーの好みを分析し、マーケティング・コミュニケーションを送信することは禁止されていない。個人情報処理者は、ユーザーに、個人の特性やプロファイルによらないマーケティング・コミュニケーションを受けとるオプションを提供しなければならない。自動意思決定技術の使用が個人の権利と利益に重大な影響を与える場合、個人は個人情報処理者に説明を求め、個人情報処理者が自動意思決定のみに基づいて意思決定を行うことを拒否する権利を有する。個人情報処理者は、自動意思決定に個人情報を使用する前に、個人情報安全影響評価指針に従った安全影響評価を行う必要がある。

#### 16. 個人情報保護法違反に適用される制裁

個人情報保護法に違反すると、行政罰、民事責任および刑事責任が発生する可能性がある。

- 行政罰: GDPRと同様に、個人情報保護法は深刻な違反に対して過料を定め、その額は違反者の年間売上によって定まる。法令違反又は必要なデータセキュリティ対策の欠如が重大な場合、個人情報保護当局により、①5,000万人民元（GDPRにおける類似の上限額は2,000万ユーロ）、②違反者の前年度の年間売上高の5%（GDPRにおける類似の上限額は世界の年間売上高の4%）のいずれか大きい方の金額までの罰金を課すことができる。上記の年間売上高への言及が、世界での売上高に言及しているのか、中国国内での売上高を基準とするかは文言上明確ではなく、今後の明確化が期待される。さらに、是正命令、違法な利益の没収、関連事業の停止若しくは終了、又は業務許可若しくは営業許可の取消しがなされる可能性もある。

直接責任を有する担当者及びその他の直接責任を有する者は100万人民元までの過料を科せられ、さらに一定期間内に関連会社で董事、監事、上級管理職及び個人情報保護責任者に就くことを禁止されることがある。

- 民事責任: 個人情報保護法は、個人情報の処理が個人の権利及び利益を侵害し、損害を与えた場合で、個人情報処理者が過失がなかったことを証明できない場合、個人情報処理者は損害賠償等の侵害に対する責任を負うと定める。損害賠償責任は、侵害の結果として個人が被った損害又は個人情報処理者が得た利益に基づいて決定されるとする。民事訴訟においては、不正行為がないことを立証するために、立証責任が個人情報処理者に移される。

個人情報保護法はまた、個人情報処理者が個人情報保護法に違反し、多くの個人の権利や利益を侵害した場合の集団訴訟について定めている。この場合、人民検察院、法定消費者団体又はCACが指定する組織が、人民裁判所に訴訟を提起することができる。

- 刑事責任: 中国の刑法は、個人情報を第三者に違法に売却又はその他違法に提供した違反者は、3年以下の有期徒刑又は拘役（重大な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑）に処されることがあり、罰金を併科し又は単科すると定める。違反者が法人である場合には、罰金が科されるが、直接責任を有する者は、上記のとおり懲役又は拘役の対象となる。

[最初のページに戻る](#)

## シンガポール

### 移転価格ガイドラインの改正について

シンガポール内国歳入庁(以下、「IRAS」)は、2021年8月10日付で同国の移転価格ガイドラインである「IRAS e-Tax Guide Transfer Pricing Guidelines (Sixth Edition)」を公表した。本ガイドラインが2006年に初めて公表されてから今回が6回目の改正であり、今回は約3年半ぶりの改正となる。本改正は、2017年7月に発表された現行のOECD移転価格ガイドラインに概ね即した内容となっており、移転価格文書の遵守、移転価格更正処分に係るサーチャージ(課徴金)、事前確認制度(以下、「APA」)と相互協議(以下、「MAP」)の申立に関して、追加のガイダンスを提供することにより明確化を図っている。本稿では、実務上注目すべきポイントについて解説を行う。

### 利益水準指標(以下、「PLI」)ーベリレーレシオ及び付加価値コストへのマークアップ

取引単位営業利益法(以下、「TNMM」)の最適なPLIとして、ベリレーレシオと付加価値コストのみへのマークアップを採用する場合には、納税者は慎重に検討する必要がある。これらのPLIの使用に関する追加ガイダンスが提供され、TNMMにおける使用に関して、より厳格な適用基準が示された。具体的には、ベリレーレシオは、提供する機能の価値が売上高ではなく営業費用に比例することを前提としているが、売上原価が収益性に関する重要な要因の一つであり、納税者が売上原価に影響を与えることができる場合(運送計画、ロジスティクスの変更等)には、信頼性の乏しいPLIであると説明されている。同様に、付加価値コストのみのマークアップを採用する場合(営業費用に対する営業利益率)は、遂行された機能の価値が、売上高ではなく営業費用に比例することを前提としている。

### 移転価格文書の要件

IRASは、納税者はこれまでと同様に移転価格文書の作成要件を満たす必要があると強調している。一方で、移転案内のコンプライアンス負担を軽減するために、納税者は以下の行政上の措置を利用することができる。

- 資本関係図が複雑な場合、納税者は資本関係図の一部を省略して提示することが可能である。納税者は移転価格文書を作成する際に、全世界のグループ構造ではなく、納税者と取引を行う全ての関連当事者の所在地と資本関係のつながりを示した資本関係図を代替的に使用することが可能である。
- 他国の税務当局向けに作成された移転価格文書は、シンガポールの移転価格文書化に係る2018年の規則(「移転価格文書化規則」)の要件を満たし、不足した情報の提供を行えば、シンガポールの移転価格文書の一部とすることが可能である。

## 移転価格更正に係るサーチャージ(課徴金)

IRAS が移転価格更正を行う場合、5%の課徴金が発生する。この課徴金は、更正の結果、追加の税額が発生するかどうかに関わらず適用され、異議申し立てや不服申し立てに関わらず、税務当局からの書面による通知を受け取ってから1か月以内に支払う必要がある。

ただし、以下の移転価格更正には課徴金は適用されない。

- 一定の条件を満たした場合の年末決算時の年度末調整
- APA で合意された独立企業間価格に到達するための補償調整
- IRAS、納税者、外国税務当局が合意した MAP に基づき、二重課税を排除するために行われる対応的調整
- 仲裁決定を実施するために行われる調整

IRAS は、税務調査や移転価格レビューの際に納税者が協力的であり、これまで法令を遵守してきた記録を有する納税者である場合には、課徴金の全部または一部を返還することを検討するとしている。具体的には、以下の条件を全て満たすことが必要となる。

- 納税者が調査に協力的であり、IRAS が定めた期限内に要求された情報や書類を提供していること。
- 納税者が適切な移転価格文書を保持していること。
- 納税者は、当該年度および直前の2年度分の納税申告書を速やかに提出し、納税していること。

納税者が自主的に行った遡及的な移転価格調整にも5%の課徴金が課されるが、一定の条件を満たせば、全額免除される。所得の上方修正については、IRAS に上方修正を開示する際に以下の条件を満たすことで、全額免除される。

- (i). 申告期限から2年以内に調整を行っていること
- (ii). 当該評価年度の取引について IRAS から問い合わせを受けていないこと、または IRAS から調査や調査開始の通知を受けていないこと
- (iii). これまで協力的で、上記の課徴金に係る要件と同様の記録を有すること。上方修正申告が申告期限から2年以上経過した後に提出された場合でも、他の条件が満たされていれば、部分的な減免が認められ得る。

## MAP と APA

IRAS と相手国の権限ある当局が合意しない、もしくは規定された期限内に二重課税の発生している状況を解決できない場合、二国間租税条約に仲裁規定が盛り込まれていれば、納税者は仲裁を要請することができる。仲裁パネルの決定は、両国の権限ある当局を拘束する。シンガポールは、BEPS 防止措置実施条約において、その適用国については仲裁規定を盛り込むことを選択している。本条約の相手国が同様に同じ仲裁規定を採用している場合、納税者は仲裁メカニズムを利用することが可能となる。

IRAS は、APA に申請された取引が以下のいずれかの条件を満たす場合、APA の申請を受けつけないことを明確にした。

- 過年度の調査が継続中である。

- 取引が真正なる商業的理由を有しない。
- 租税回避や軽減を主目的の一つとするスキームに関するものである。

また、IRAS は、納税者の移転価格文書が不十分であったり、独立企業間原則を遵守していない場合には、MAP や APA の申請を却下することがある。

### グループ内役務提供

役務提供に関する簡便的な移転価格算定方法として、これまでは特定のルーティンサポートサービスに対して5%のマークアップを適用することができた。

今後は、上記のルーティンサポートサービスに加えて、付加価値の低いグループ内サービスに対しても、以下の条件が全て満たされていることが前提として、OECD の簡略化アプローチに基づいて5%のマークアップを適用することができる。

- グループ内役務提供が、OECD で定める低付加価値グループ内役務提供の定義を満たしており、除外されていないこと。
- 他方の税務当局が同様に OECD 簡易アプローチを採用している。
- 役務提供者が、同じグループ内役務提供を非関連者に提供していない。
- 提供されたグループ内役務提供に関連する直接費、間接費、営業費を含むすべての費用が、5%のマークアップを計算する際に含まれていること

### 小括

納税者は、既存の移転価格分析や移転価格文書を見直すとともに、今後の移転価格に関するコンプライアンスにおいて以下の点に留意するべきである。

- 本改正は OECD 移転価格ガイドラインに即したものであるが、IRAS による独立企業間取引の適用において、より厳格なアプローチの適用を示唆している。特に移転価格分析に関しては、IRAS がより強固な分析を要求するようになる可能性がある。
- 移転価格文書に関する追加のガイダンスは、移転価格文書化規則を確実に遵守するよう、IRAS の監督が強化されることを示している。
- 移転価格文書を作成する際、納税者は資本関係図の簡略化や低付加価値サービスに関する簡便的な方法の適用が、移転価格文書化規則を満たすために必要な時間と労力を軽減するのに役立つかどうかを検討する必要がある。
- 5%の課徴金は、追加税額ではなく移転価格更正額に対して課される。課徴金の減免を受けるためには、納税者は適切な移転価格文書を維持することが重要であり、移転価格の問題が特定された場合には、納税者は IRAS に迅速な情報開示を行うことを検討するべきであろう。
- APA については、IRAS の審査が厳しくなることが予想される。APA 申請書を提出する前に、納税者は上記の APA の要件を確認する必要がある。また、IRAS は、移転価格算定方法の変更が提案された場合でも、事実や状況に大きな変化がない場合には、更なる説明を求めることが予想される。納税者は、APA の目的を十分に検討し、APA 申請の必要性を慎重に検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## オーストラリア

### 電子商取引のプラットフォーム事業者に対する税務当局への報告義務を制定

#### 概要

オーストラリア財務省は電子商取引のプラットフォーム事業者に対して報告義務を課すこととする法律の公開草案を発表した。当該法案が施行された場合、電子商取引のプラットフォームの運営者は、そのプラットフォームに参加する販売者(以下、「販売者」)の識別情報及び取引情報をオーストラリア税務当局(以下、「ATO」)に報告することが義務付けられることになる。

本法案では、「電子配信プラットフォーム」(以下、「EDP」)といったオーストラリアのGST法で使用されている定義や概念を採用している。この新制度では、オンショア及びオフショアのEDPが、プラットフォームを経由した役務の提供に関してより大きな義務を負うことになる。この新ルールに対応するプラットフォーム事業者は、税務面だけでなく、こうした報告の税務面以外の情報の取扱いにも配慮する必要がある。

報告が義務付けられる販売者の識別情報や取引情報の最終的なリストはまだ公表されていないが、ATOは、少なくとも各販売者の身元と納税義務について合理的なレベルの保証を得られるような情報を要求することが予想される(例えば、登記名、銀行口座の詳細、プラットフォームから受け取った総支払額など)。

本法案が制定された場合、この報告制度は、まずは2022年7月1日からいわゆる民泊やライドシェアといった取引に適用される。しかし、この報告制度は、より広範な取引に適用されるよう起草されており、その他のシェアリングエコミーやギグエコミーの取引を提供するプラットフォームは、2023年7月1日から全て本法案による報告義務を負うこととなる。

#### 背景

シェアリングエコミーにかかる報告制度は、2017年にBlack Economy Taskforceが提案した提言の1つである。今回の公開草案は2019年に行われた最初のパブリックコンサルテーションプロセスを踏襲したもので、提案されている制度は、シェアリングエコミーの販売者が納税義務を果たすこと、また、これらの販売者が、納税義務を負う同様の活動と比較して、不当な優位性を持たないようにすることを目的としている。

#### 報告制度の適用範囲

EDPの運営者が報告制度の対象となる。「EDP」はGST法で定義されており、その範囲は非常に広く、電子的な通信手段によって提供され、事業者がエンドユーザーに供給品を提供できるようなサービス(ウェブサイト、インターネット・ポータル、ゲートウェイ、店舗、マーケットプレイスを含む)を広く捉えている。経験上、この「EDP」の定義は、従来の、参加者同士が同時に売買を行う形態とは異なる市場を十分に網羅している。

GSTの概念では、すべての「オーストラリアに関連する」供給であり、EDPを通じて行われるものは報告の対象となる。

報告制度にかかる提案をまとめた非公式のファクトシートによると、「オーストラリアで行われていないサービス、貸付資産又は資産の取引」は報告の対象外とされているが、この記述には法律案上の根拠がなく、オーストラリアに販売するオンショア及びオフショアの当事者による供給に、この報告制度がどの程度適用されるのかは不明である。報告制度では、追加の種類の取引を報告対象外とする立法文書を発行する裁量権が長官に与えられるものとされているが、これが実現するかどうかは現時点では不明である。このような立法文書が発行されたとしても、オーストラリ

アにあるデータセンターやサービスを通じて提供される電子サービスについては、取扱いの不明確さが残る。立法文書の表現にもよるが、これらの供給は間違いなくオーストラリアで行われているが、オーストラリアで「行われていない」、又は「オーストラリアで活動している企業を通じて行われていない」という理由で、「オーストラリアと関連する」とは言えない可能性がある。

なお、ある役務の提供を宣伝又は認識させるだけのサービス(オンライン求人広告、リスティング広告、広告サービスなど)は、一般的にはEDPにはあたらないと考えられている。

### 適用除外とカーブアウト

一般的に、プラットフォーム事業者は、以下の除外規定に該当する場合、報告義務を負わない。

1. 商品の所有権又は権原のみが交換される取引
2. 金融商品の取引(金融証券取引など)
3. 不動産の所有権の移転に関する取引
4. 源泉徴収義務のある取引(No-ABN 源泉徴収制度に基づき源泉徴収が必要なサプライヤーへの支払いなど)
5. 販売者がプラットフォームの運営者でもある取引(EDP がファシリテーターモデルではなく、リセラーモデルで運営されている場合など)

### 報告の仕組み

ATO はまだ報告の頻度を公表していないが、半年ごとに報告が求められるものと予想されている。

この制度は 2022 年 7 月 1 日から以下のような取引に適用される。

- タクシー旅行の提供(GST 法で定義されており、ライドシェアを含む)
- 短期宿泊施設(いわゆる民泊)の提供

その他の取引については、2023 年 7 月 1 日から適用される。適用時期が異なるのは、ATO とタクシー旅行や短期宿泊施設の取引を扱うプラットフォームの運営者との間に、データ照合プロトコルが既に存在するためである。

前述の通り、税務長官(以下、「長官」)は、報告が必要な情報を指定することができるが、まだ指定していない。また、長官は、可能性のある納税義務の識別、回収、回復、又は軽減に関連する情報のみを要求できる。公開草案資料のファクトシートには、以下の最終的に要求される可能性のある販売者の識別情報や取引情報を示した表が掲載されている。

販売者の識別情報	報告期間中の総対価及び取引情報
登記名	販売者への総支払額
設立日	販売者への純支払額合計
本店住所	総支払額に起因する GST
銀行口座の詳細	源泉徴収された手数料、コミッションなどの総額
ABN 又は外国の納税者番号(提供されている場合)	総額の手数料等に起因する GST
電話番号(提供されている場合)	不動産賃貸に関する取引の場合、不動産の住所

電子メールの詳細(提供されていない場合)	不動産の賃貸に関連する取引の場合、報告期間中に予約された不動産の期間
----------------------	------------------------------------

## その他の留意事項

2019年の最初のパブリックコンサルテーションや公開草案の資料には、特定の報告事業者(販売者と契約又は締結する事業者)が海外の管轄区域でユーザーデータを受入れ、保有する可能性や、データへのアクセスが報告制度の適用を受けない別の当事者(関連事業者など)によって管理される可能性があることを認める財務省やATOのコメントは含まれていなかった。ATOとプラットフォーム事業者が、この新制度における報告事業者の義務、データを保有する場所や事業者、及び適用される可能性のある海外の様々なプライバシーに関する義務との間の相互関係をどのように管理するかは、今後の課題である。

さらに、オーストラリアのユーザーを有するプラットフォーム事業者は、ほぼ必ず1988年プライバシー法(Cth)(以下、「オーストラリアプライバシー法」)の適用を受けることになる。同法は、個人情報の収集を許可又は要求する法律、個人情報の開示目的、及び開示された個人情報を受取る可能性のある人などについて、プライバシーポリシーや収集通知を通じた透明性の向上を要求している。プラットフォーム事業者は、ATOへのEDP報告が適切に行われているかどうかを確認するため、ユーザードキュメントを見直す必要がある。

オーストラリアプライバシー法では、法律で義務付けられている個人情報の開示が明示的に認められているが、プラットフォーム運営者は、十分な通知を行い、ユーザーの同意を得ていない限り、厳密に必要なとされる以上の情報をATOに提供することは認められない可能性が高いことに留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 香港

### 会社取締役・秘書役の個人情報保護

これまで、香港の会社登記所の登記簿に登録された会社の取締役及び秘書役の住所及び個人識別番号について、一般的な会社検索情報を通じて入手することができた。しかし、個人情報の入手と利用に関する懸念の高まりを踏まえ、個人情報を保護するための閲覧制度が、新たな会社法(香港法第622章)に盛り込まれた。しかし、2014年に会社規則が施行された時点では、閲覧制度は完全には対応されておらず、秘書役の通知先住所に関する条項のみ施行された。

香港政府は、閲覧制度を2021年から2023年までの3段階で完全に施行することを承認し、香港の会社は、取締役と秘書役の両方の「保護情報」について開示を制限することができる。「保護情報」とは、データ主体(すなわち、取締役又は秘書役)に関する(a)通常の住所、及び(b)現行法において一般に利用可能な調査手段を通じて公衆がアクセスできる完全な個人識別番号を指す。

### 新しい閲覧制度の概要

新しい閲覧制度においては、登記簿において一般に閲覧可能なものは、①取締役の住所に代えて、取締役の通知先住所、②取締役、秘書役及びその他の関係者の完全な個人識別番号に代えて、個人識別番号の一部のみ、となる。会社は、2021年8月23日以降、自社の登録簿に関する公衆の閲覧について、同様の方針をとることができる。

登記所は、誤った通知先住所が提供されたと認めた場合には、取締役の住所を開示することができる。

関連する情報の開示を必要とする法令上の手続、執行手続、財務及び事業取引における顧客確認にして手続の実施を容易にするため、登記所は登記簿における取締役等の保護情報を、特定の者に対して開示することができる。かかる特定の者には、①データ主体（すなわち、取締役又は秘書役）またはデータ主体により授権された者、②会社の株主、③政府機関の公務員、④香港法又は弁護士法（159章）において認められた外国法における弁護士、⑤会計士法（50章）において認められた公認会計士、⑥銀行法（155章）に基づく認可機関、⑦マネーロンダリング及びテロ資金対策法（615章）に規定される金融機関及び指定非金融事業・専門家、⑧法令により任命又は指定される法的機能を遂行するために保護情報を必要とする者又は機関、が含まれる。情報開示は、登記所が整備する事務手続によりなされる。特定の者は、その地位、及び、当該情報が当該地位に係る特定の目的のためにのみ利用されることを述べる必要がある。特定の者の一部は、手数料の納付が必要となる。

また、裁判所は、債権者又は十分な利害関係を有するその他の当事者が、登記所による保護情報の開示を求めた場合には、開示命令を行うことができる。

### 施行時期

新しい閲覧制度は、次のような3段階で施行される：

フェーズ1 2021年8月23日 日から	会社は、自社の登録簿において、取締役及び秘書役の通知先住所及び個人識別番号の一部のみの公開に制限することができる。
フェーズ2 2022年10月 24日から	登記簿における取締役一覧での保護情報は、公衆の閲覧のために、通知先住所及び個人識別番号の一部に置き換えられる。この段階以降に登記のために提出された書面に含まれる保護情報は、公衆の閲覧に供されない。特定の者は、保護情報へのアクセスを申請することができる。香港法人及び登記された非香港法人の両方に適用される。
フェーズ3 2023年12月 27日から	いかなるデータ主体も、フェーズ2の開始前に登記所に提出されている書面に含まれる保護情報の開示を禁止するよう登記所に申請することができ、その場合には通知先住所と個人識別番号の一部に置き換えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 米国

### CFIUS 年次報告書の公表

2021年7月26日、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」）は、2020年の年次報告書を公表した。年次報告書は2020年にCFIUSに届出された取引にかかるデータをまとめたもので、2020年2月13日に外国投資リスク審査近代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act。以下、「FIRRMA」）が完全に施行されたことに伴い、CFIUSにおける審査手続の改善の状況を示している。簡易申告は2019年から35%増加しており、CFIUSは30日の審査期間内に申告の60%以上を承認している。審査が45日の第2調査期間まで延長された通知件数は減少を続けており、CFIUSへの通知のうち半分以下となっている。一方、CFIUSは、2020年には活発に取引

のモニタリングを行い、117件の未届出取引について当事者とフォローアップし、そのうち17件において届出を求めた。

年次報告書の主要な点は以下のとおりである。

① 届出総数は前年と同等のなか、通知件数が大幅な減少。

2020年の届出総数は313件で、2019年の325件に比べてわずかに減少した。2020年の届出のうち通知件数は187件であり、2019年の231件から約19%減少したのに対し、申告件数は126件と2019年の94件から大幅に増加した。この申告件数の増加は、FIRMAの施行後、パイロット・プログラムの範囲内で重要な技術に関する取引だけでなく、あらゆる種類の取引の届出の選択肢として申告が利用可能となり、より多くの当事者が低リスクの取引のための申告プロセスを選択したことが一因と考えられる。

② 米国同盟国からの投資家は申告手続を利用。

2020年における申告のうち、カナダ（20件）、日本（18件）、英国（12件）からの投資家が多くを占めた。より精査を受けることが多い中国の投資家で2020年に申告手続を利用したのは5件のみだった。

③ 申告の過半数について、審査期間内に承認。

CFIUSは、30日の審査期間内に、申告件数の過半数（約64%）について承認している。他方で、CFIUSは、申告件数の約22%について通知を求めている。2020年に審査された申告の約13%については、CFIUSは審査を完了することができない旨の通知を行い、当事者は通知を行うか、CFIUSからの正式な回答なしに取引を行うかを選択した。相当数の申告について審査の結果、通知が求められていることから、当初から通知を行うのではなく、申告プロセスを選択することによって全体の審査に要する時間が大きく変わり得ることについて留意が必要である。厳格な30日の審査期間の申告手続は、米国同盟国の投資家からの、国家の安全保障上のリスクが少ない米国事業（例えば米国政府との重要な契約がないもの）への投資で、複雑でなくリスクが低いと考えられる取引に適しているといえる。

④ 中国の投資家による通知件数は引き続き減少。

中国の投資家による2020年の通知件数は17件のみで、米国における中国投資の減少を反映し、2019年の25件から減少している。2020年には、日本からの投資家の通知が最も多く（19件）、次いで中国（17件）、英国（14件）の順であった。年次報告書のデータはまた、中国からの米国事業への投資がCFIUSによって引き続き承認されていることも示している。

⑤ 調査段階に達した通知の割合が減少。

調査段階に達した通知の割合は減少しており、これは、FIRMAの下での長い45日間の審査期間のためとも考えられる。2020年に調査段階に到達した通知の割合は約47%であり、2019年には約49%であったところから引き続き減少している。FIRMAに基づくCFIUSの広範な権限を管理するためにCFIUSが職員を増やしたことも寄与していると考えられる。

⑥ 取り下げられた通知の大半が再度提出されている。

2020年の187件の通知のうち、29件が取り下げられているが、そのうち15件は2020年中に再度提出され、また6件は2021年に再度提出されている。7件については、CFIUSが国家安全保障上のリスクを解決するための問題解消措置を見いだせないと通知し、又はCFIUSが提案した措置が当事者に受け入れられなかったために取り下げられ、最終的には中止された。1件についてはCFIUSと関連のない商業上の理由で取り下げられ、中止された。

⑦ 問題解消措置の対象となる取引の割合は2019年と同等。

2020年において、問題解消措置および条件の対象となったのは23件であり、通知件数の約12%で、割合としては2019年（約14%）とほぼ同じであった。CFIUSは、国家安全保障上の懸念に対処するための問題解消措置を採用し、16通の通知について審査を終了した。また、CFIUSは、当事者が通知を取り下げ、中止をした3件の取引についても、国家安全保障に関する残存するリスクに対応するための問題解消措置をとっている。

⑧ 未通知取引に対する積極的なモニタリング。

2020年、CFIUSは、CFIUSへの通知なく実行された117件の取引を特定し、うち17件（約14%）について、届出を求めた。CFIUSは、対象となる取引について、実行前後を問わず審査する権限を有しており、大統領は、米国の国家安全保障に緩和できないリスクをもたらす取引を阻止し、また強制的に売却させる権限を有している。FIRRMAの施行後のCFIUSの職員の増強により、CFIUSは届出されていない取引を監視し、調査する専属のチームを有する。取引当事者は、十分なCFIUSのデュー・ディリジェンスを行い、CFIUSに対して自発的な届出を行わないことを選択した場合であっても、CFIUSからの問い合わせがあった場合に備えておく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### 英国

#### 2022年1月4日に国家安全保障・投資法が施行

2021年7月20日、英国政府は、国家安全保障・投資法が2022年1月4日に全面施行されることを発表した。また、企業が制度の開始に備えられるよう、あわせて一連のガイダンスノート及び資料を公表した。

2021年国家安全保障・投資法は、2020年11月11日に英国政府により議会に法案として提出され、2021年4月29日に一部修正された後に成立した。国家安全保障・投資法は、国家安全保障上の観点から、米国のCFIUSに匹敵する、新たな英国における投資に対する自立的な監視体制を創出するものである。英国の企業結合規則に密接に関連する、2002年企業法に基づく英国政府の既存の国家安全保障審査権限を大幅に拡大するもので、国家安全保障・投資法に基づく制度の開始に伴い企業法に基づく審査権限は廃止される。国家安全保障・投資法の詳細については、[2020年11月27日付クライアントアラート及び本ニュースレター58号](#)を参照されたい。

#### 新たな規則案と指針等の公表

国家安全保障・投資法は、2021年4月29日に成立したが、その時点で施行されたのは一部の雑則のみであり、実質的な制度の確立には、さらなる立法が必要となっている。英国政府は、国家安全保障・投資法が2022年1月4日に全面的に施行されると発表するとともに、以下の一連の指針及び資料を公表した。

① 届出対象となる買収に関する規則のドラフト

適格投資が義務的届出対象となる17の産業分野をさらに精緻化するものである。政府は、当該規制を今年後半に議会に提出する予定である。義務的届出対象となる産業分野に関する更なる指針を伴うものと考えられている。

② 介入権限の行使に関する声明のドラフト

国家安全保障・投資法第3条に基づき、英国政府がどのように介入権限を行使することを企図しているかを規定した、正式な声明のドラフトである。

③ 新制度に関する一般的指針

国家安全保障・投資法制度の開始に向けて当事者がどのように準備すべきかを示すため、(i)どのような種類の買収が新しい規則の対象となるか、(ii)どのような状況において、当事者が買収について政府に通知する必要があるか、(iii)政府がどのように買収を審査するかについて、解説している。

④ 国家安全保障・投資法が英国外の当事者や買収にどのような影響を与えるかについての指針

この指針では、(i)英国外において、どのような種類の買収者および買収企業が国家安全保障・投資法の対象となるか、(ii)買収が国家安全保障・投資法の対象となる一般的な状況、(iii)規則が英国外を拠点とする当事者にどのような影響を与えるかの例を解説している。

⑤ 国家安全保障・投資法と他の規制についての指針

国家安全保障・投資法が、(i)企業法 (Enterprise Act)、(ii)企業・市場庁 (Competition and Markets Authority)、(iii)輸出管理局 (Export Control Joint Unit)、(iv)テイクオーバー・コード、(v)金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) 及び(vi)健全性規制機構 (Prudential Regulation Authority) といった法規や規制当局とどのように相互関連するかという点について、さらなる情報を提供する。

⑥ 高等教育および研究集約部門に対する指針

高等教育機関、他の研究機関及びこの分野の投資家に対する、国家安全保障・投資法の適用範囲と新制度への必要な準備を理解するための指針を提供する。

これらの資料及び指針は、新たな重要な論点を導入するものではないが、多くの点で国家安全保障・投資法の広範な管轄範囲を強調しており、また、制度導入への準備として有用なものといえる。

指針では、本法の管轄基準の柔軟性を確認している。例えば、英国を拠点としない事業者が、他の仕向地宛の輸送の際に英国を通る物品を供給するに過ぎない場合であっても、制度の対象として捕捉される可能性があることを示している。指針は、グループ内での組織再編が本法の範囲内であることも明確に確認している。

国務大臣の介入権限に関しては、対象事業のリスク、買収者のリスク、および支配（従前は、トリガーイベントといわれていたもの）のリスクのうち、いずれかに関して国家安全保障に対するリスクの可能性がある場合には、介入がなされ得ることを示している。政府は、資産買収に関しては「企業の買収に比較し、稀で、かなり少ない頻度で」介入がなされると考えられているが、17のセンシティブな産業分野の資産については、より大きな介入のリスクがあると考えられ、また、17のセンシティブな産業分野に「密接に関連する」取引において、政府はより懸念し、介入する可能性があるとの示唆もある。この点については、これらの密接に関連する産業分野に関する自発的な通知を促すことによって、義務的届出対象の産業分野を実質的に拡大するものではないということが明確にされる必要がある。

英国外の企業や資産の買収は、英国内に所在するものに比べて、一般的に国家安全保障上のリスクを引き起こす可能性が低いとみなされている。指針において、投資によってもたらされる買収者のリスクを評価するという文脈に

において、英国の「評判または経済的繁栄」に対する脅威に言及していることは興味深い点である。英国政府は否定しているものの、産業政策上の懸念と国家安全保障・投資法に基づく国家安全保障評価との混同が危惧される。

政府は、国家安全保障・投資法の下での届出対象となるトリガーイベントに関するものを含め、制度開始前にさらなる指針を公表する予定である。

### 新制度の導入に備えて

英国政府は、国家安全保障・投資法の立法過程を通じて、英国が外国投資のために開かれたままであると強調してきた。同法の下で実施される審査において、産業政策上の要因が、国家安全保障上の懸念と関連し得るのかという点については明確ではない。

新制度の導入前においても、特定の取引が本法において国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性があるかどうかについて、企業とアドバイザーが英国政府に非公式に相談することは可能である。管轄する投資保障部門（Investment Security Unit）は、新制度の要件についての問い合わせや、特定の取引についての非公式な相談について、一般的に対応が早く、新制度への企業の対応を助ける姿勢を示している。

介入権限の遡及的な適用の可能性を踏まえ、すでに買収契約においては、国家安全保障・投資法に関するリスク軽減とクロージング前提条件が定めるアプローチがとられている。今後は企業結合規制と同様に、国家安全保障・投資法のリスクが買収契約における重要な交渉論点となるものと考えられる。

現時点で、当事者及びアドバイザーの間では、国家安全保障・投資法の広範な管轄、不遵守に対する厳しい罰則と帰結とを考慮し、投資保障部門に対する通知の要否については、一般的に慎重に検討されている。2022年1月4日以降も、特に制度の初期段階においては、義務的届出対象となる産業分野の範囲について保守的なアプローチがとられ、また自主的な届出も多く提出されるのではないかと想定される。

今後、国家安全保障・投資法の全面施行の前に、英国政府が定める規則及び指針等に留意し、新制度における届出の要否を検討し、買収契約等において必要な対応を行うべきである。また、クロスボーダー取引においては、他の国・地域における外国投資承認手続との時間軸及び届出内容の調整を行うことも重要となろう。

[最初のページに戻る](#)